

令和３年第９回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和３年１０月５日（火）
2. 場 所 市役所本庁舎４階 大委員会室
3. 議 題 公文書管理の検討について
4. 出席委員 伊 藤 仁 委 員 長・影 山 廣 輔 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・石 井 恵 子 委 員
田 中 和 八 委 員・平 田 新 子 委 員
広 沢 修 司 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美
主 事 小 原 陽 子

会 議 の 経 過

開会 午後１０時００分

○石井議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。

会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いします。

○伊藤委員長 皆様おはようございます。先日は、議会運営委員会、また午後に全協、遅くまで皆さん御出席して、お疲れのところ、また本日、委員会ということでよろしく願いいたします。

以上で挨拶に代えさせていただきます。

○石井議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長お願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は７名でございます。委員会条例第１６条の規定により定足数に達しておりますので、令和３年第９回総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、公文書管理の検討についてを議題といたします。

先日、勉強会を開催し、公文書管理に係る市の現状について執行部より説明いただき、その後の委員会において、各委員がこの件について検討を進めることとなったところです。

つきましては、本日は、前回に引き続き公文書管理について、今後どのような扱いにすべきか、皆様に御協議いただきたいと思います。

それでは、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 市のほうの文書自体が、今後デジタル化に向けて、文書自体が減っていくことが非常に考えられると思っております。それと併せて、ＩＤのシステム自体もデジタル化で移行していくのではないのかなというように思っています。デジタル化の進行自体を見極めながら、そういうことを見つめていきながら、公文書管理条例等は必要な時期に改めて検討するほうがいいのではないかと考えます。

そして、市のほうも将来的には、より完全なものが必要であるということを言っておりますので、今時点でいくと、それは時期尚早であるのかなと考えて、新たに必要な時期に改めて検討するということで、私自身というか、ここにいる常任委員会の議員さんの中で、私含めて３人が、２年半前から、この件に関しては少しずつやっているのですけれども、必要な時期に改めて検討するということで、この常任委員会での検討は、逆に言えば、終わりにしていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 私も今の田中委員のおっしゃったことに、ほぼ賛成です。

それで、プラスして言いますと、例えば木簡に炭で書いたものというのはアナログなので、今出てきても読めるのですけれども、例えばフロッピーディスクで記録されたものは、もう今フロッピー使っていないと読み込めないとか、そういう再生機種が違ってくると、データで取っていても再生できないとか、そういうこともありますので、今後、白井市がD X化をしていくときには、条例でもデータの情報を、申請書を認めるとか、そういうのがどんどん出てきていますけれども、大幅にD X化するときに、きちっとデジタルで残す方法、それからアナログで残しておくべきもの、全部デジタルになったからといって、議事録は要らないとか、そんなことにはならないと思うのですけれども、その辺も含めて、そのときに適切な文書管理、データも含めた文書管理の検討を市にさせていただく必要はあると思いますし、執行部もその必要は感じているとおっしゃっておいりましたので、その時期に適切に判断してやっていただければと思います。今は必要ないと思います。

○伊藤委員長 それでは、ほかに御意見は。

影山副委員長。

○影山副委員長 今すぐ条例化するかどうかは分かりませんが、今の白井市に欠けている部分の一つとして、公文書館の存在というのがありまして。蓄積する部分ですね。過去から伝えられてきたデータの。その部分について言えば、多少検討する余地があるのかなという気はいたします。これは、すぐに条例つくるという話につながるわけではないのですが、その部分は、少し検討する余地を与えていただければと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

広沢委員。

○広沢委員 前回の委員会のときに執行部の説明がありまして、それに対しての質疑が委員からもありましたけれども、その中で具体的な問題点というのが、一つも出てこなかったと思います。

なので、現状、問題点ということが具体的にない以上、検討のしようがないというふうに思います。今後もう少しやっていくべきことがあるということなので、今後は必要なのかもしれませんが、こういったことというのは、行政の実務のことであって、なかなか専門性が高いというところで、議会のほうから、ここは問題なのじゃないかというのがよっぽど何か出てこない、指摘も難しいことでもありますし、行政主導で行っていくというのが普通の形になるのかと思います。

ですので、今後、委員会での取扱いも、これでもう終わりにするというぐらいのことでいいかと考えます。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員。

○岩田委員 公文書管理条例は必要だと思います。これを総務企画常任委員会で検討するとか、条例をつくるとかということは別にして、白井市にとって、公文書管理条例は必要だと思います。

この前のファイリングシステムというのがよく分からなかったので、この前、説明を聞いて実際に拝見させてもらって、まだアナログ的といいますか、私の認識が、申し訳ないですけども、なかったので、もう少ししっかりしたシステムかと思っていたのですね。例えば市民からの情報公開とか、あるいは知る権利といいますか、そういった場合には、すぐどこに何があって、すぐ引き出せる、そういうのがファイリングシステムをみただけでは、頼りないなと思いましたし、それから、もちろん今後はデジタル化されていくのでしょうけれども、それに向けても条例があると、例えば、文書によって、職員間が条例によって統一されるというか、例えば、どういった文書は何年間保存するとか、どこに何があるとか、あるいは番号をつけたりとかいろいろある。あるいは、保存時間とかいろいろなこと、職員によって考え方が違ってくると問題になりますから、後々までしっかりどういった形でデータを残すかということに関しましては、この条例というのは必要だと思います。

今、何もないからつくらないとか、そういうことではなくて、今後のことを踏まえて、市民の知る権利、情報公開、そしてこれからデータ化されて、そのデータをどのように管理していくかという意味では、総務企画常任委員会で、これからどういうことを検討するかということとは別にしまして、白井市にとって、この条例は必要だと思います。

以上です。

もう一点すいません、委員長。

○伊藤委員 岩田委員。

○岩田委員 この前の執行部への質疑の中で、この条例が制定されることによって、市にとって負担、デメリットはあるかというようなことを質疑しましたら、担当課長のほうから、そういう負担は何もないということだったので、この条例を制定されて、市の負担というか、そういうものは何もないと考えています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

石井委員。

○石井委員 議論の確認になるかと思いますが、今年の6月25日の総務企画常任委員会のときに配られた資料によると、公文書についての検討経過を全部一緒にやりました。

平成26年5月22日、これが一番取っかかり、一番初めになりますけれども、平成26年の5月22日に、市民からの陳情で、公文書管理条例の制定を求める陳情が出てきたのですね。この陳情を採択したから、ここから約7年間にわたって、ずっと協議をされてきているわけです。つまり、公文書管理条例が必要だから、これを制定してくださいという陳情なのですよね。公文書管理条例をつくる、つくらないじゃなくて、公文書管理条例をつくるということについて、今ずっとこうやって議論してきてい

るわけですよ。というところがまず1点。

今日、公文書管理条例をつくるか、つくらないかという議論になってくると思うのですね。ここは委員長、いいでしょうか、そういう認識で。

○伊藤委員長 はい。公文書管理についてということで、この話の発端が公文書管理条例の制定を求める、これは陳情でしたっけ。陳情でいいのだよね。陳情が採択されたということで、話は始まっております。

ですが、7年前から今までで、話がどういうふうに進んできたかというのをここに今日の資料として配らせていただいております。それをもって。

○田中委員 配られていない。

○石井委員 今日じゃなくて、6月の。

○伊藤委員長 前の会議で配られています。それによって。

○石井委員 公文書管理条例。

○伊藤委員長 管理条例についての今回、総務の委員が交代になったときに、以前の総務企画常任委員会からの申送りで、現在の委員会に申し送られてこられた関係で、こういうふうな協議を進めています。

ですが、前回、また執行部より現在の状況を説明をいただきましたので、それを基に、公文書管理条例は、これ、どこがつくるかというと、執行部がつくるのじゃないかなというふうに思うのですよ。それが今現在、執行部のほうでは、この間の勉強会で、今すぐということではなく、必要なときに、時期が来たらつくるといような話だったと思うので、それを踏まえて、この公文書管理条例、行く行くは必要だろうというのは、御理解皆さんされていると思うのですけれども、これを今すぐやるべきなのか、それとも、先ほど田中委員がおっしゃったデジタル化等のことを踏まえて、いつまでとかそういう期限が必要なのかどうか。岩田委員は当然、必要だというふうな御意見を頂きました。でも、それが今すぐ必要なのかということについては、岩田委員、どういうふうにお考えでしょう。

岩田委員。

○岩田委員 今すぐというか、条例つくるのに時間がかかるのですね、いろいろ。もちろんデジタル化に進んでいくのでしょうけれども、それに向けて必要なので、議会とすると、議会とするとじゃないですけれども、市にとっては必要だと。

ですから、もちろん、今すぐ始めて2年ぐらいかかると思うのですね。条例をいろいろ調べてね。ですから、今からもうつくり始めるということを私は個人的には、執行部側に依頼をするというか、議会としてつくるのではなくて、執行部のほうに必要だからつくるべきだということを申し上げていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 はい。

○石井委員 それでは、今、委員長から、公文書管理条例が今、必要かどうかを協議しているのですというお話を伺ったので、その観点で、私の考えも述べさせていただきたいと思います。

前回、執行部のほうで、いろいろ現状をお聞きして説明を受けました。そして現在、市のほうは、職員にとっては、条例でも訓令でも、やることは同じだというお話もあり、公文書管理条例をつくることのメリットがあるかと聞いたときには、今のようなお答えがあったわけです。別にメリットというよりも、条例でも訓令でも、やることは同じなのですよというお話だったものですから、私は公文書はこのまま、別に条例じゃなくて、訓令とか規則になると、結構変えやすい。何かちよくちよく変えていた形跡もありましたよね。その都度その都度、変える必要があったというときに、条例だと固く縛りがあって、簡単に変えることはできませんので、現状のほうが必要に変えやすい、やりやすいというようにお話だったと思うのですね。

なので、公文書管理条例をつくることによるメリットというのは、別にないのだなというふうに私も判断しました。

今、時代が非常に過渡期にあるのではないかというふうに思っています。以前、10年、20年前は、文書管理というのはペーパーで、とても大事なものでした。しかし、現在、この9月には、デジタル庁も国として発足をしましたし、これからも完全なデジタル化が進むには、何年も時間がかかるかもしれない。まして、公文書の押印も、これから徐々に廃止になるというこの時代です。この流れの中で、今、公文書管理条例をつくることに着手してしまうことが、逆に条例を先につくってしまうと、今度この条例に合わせた実務行動になってきちゃうのではないかなという気がするのですね。

なので、いずれ必要であるならば、そのいずれが見えてきたときに、公文書管理条例をつくればいいと思うので、現状では、今日の時点では、私は公文書管理条例は、この総務企画常任委員会としては、作成する必要はないというふうに考えます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますか。

平田委員。

○平田委員 岩田委員に質問させていただきます。

先ほど、市民が資料請求した場合に、出てこないとかいう事実が、最近、ここ二、三年辺りであったということなのではないでしょうか。私たちは、例えば陳情とか請願とかというときに、資料請求があったら、かなり分厚い資料を市から取り寄せて、私たちも拝見したりということで、特に市民が請求したのに出せないというような事例はなかったように思いますし、先ほど広沢委員がおっしゃったように、何かこれで支障があったということはないという認識で執行部がいるのだったら、そこはちゃんと、困っている人がいたじゃないかということと言わなきゃいけないと思うのですが、そういう実績として、何かあったのでしょうか。

○伊藤委員長 岩田委員。

○岩田委員 情報公開ですね。資料請求ではないですね。情報公開請求をして、出なかったということは聞いています。具体的には、ここで控えますけれども、以前はと、昔の話してもしようがないのですけれども、いろいろあったのですね。最近は、そんなには私のところには、そういうことは聞いてはいませんが、だけれども、実際にそういうことはあった。あるいは、すぐ出てこないとか、そういうのがあったとは聞いています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに。

田中委員。

○田中委員 今みたいな形の質問構いませんか。

○伊藤委員長 いいのじゃないですか。この委員会の中で、これについての結論を導き出すためには、皆さんの合意形成が必要ですので。いろいろ質疑、質問、何でもやっていただいて結構です。

○田中委員 二つあります。お二方にあるのですけれども、じゃあ岩田委員、先にお伺いします。

先ほど議会が作成するのではなくて、市側が作成をしていったらどうだろうかというお話だったのですけれども、つくるのに1年でできるということでは多分ないと思うのですけれども、それを一度つくった上で、デジタル化が見えてきたときに、もう一度作り直せばいいのではないかというようにお考えなのでしょうか。

○伊藤委員長 岩田委員。

○岩田委員 公文書、行政文書というか、文書を管理する条例ですから、細かい、ペーパーからデジタルに変わる場合、その変わったところの文言は、訂正する必要があるでしょうけれども、一つの条例の考え方としては、つくっておけば、そんなに動かすこともないと思うし、つくってから動かしてもいいし、デジタル化が進むことに備えて、すぐつくれるような状態にしておいたらどうかというのが意見です。

○伊藤委員長 田中委員。

○田中委員 もう一つ、影山副委員長が、先ほど一部分の管理が不十分みたいな形で、それはとおっしゃいませんでしたかね。

○影山副委員長 公文書館の話です。

○田中委員 基本的には、つくるのは今後でも、もしかしたらいいよというようなイメージで聞かれたのですけれども。

○影山副委員長 それは分からないということで、いつになるかは分からない。

○田中委員 一部の部分に関して、もうちょっとやっていったらいいのじゃないのみたいな御発言があったと思うのですけれども、その部分、例えば副委員長がよくおやりになっている遺跡の話だとか、そういうことを。

○伊藤委員長 歴史文書の話。

○田中委員　のほうなのか、そこだけ、すいません。

○伊藤委員長　影山副委員長。

○影山副委員長　公文書館の機能として考えられるのは、もちろん現在の情報公開もそうですし、それだけでなく、そういった行政情報を後世にいかに伝えていくかという、その部分がまだ見えてこないというのがあります。ですから、そういうところを研究する余地はあるかなというふうに思っています。

それで、条例づくり出したら何年かかるか分からないし、でも最終的には必要だろうとは思っているので、だからこそ、常に調査研究というか、考え続ける必要はあるだろうと思うのです。いつつくるか分からないけれども、時間かかるゆえに、いろいろ問題があるがゆえに、調査研究を続けることは必要だろうというふうには考えます。

○伊藤委員長　田中議員よろしいでしょうか。

○田中委員　はい。

○伊藤委員長　私、委員長なので、余り言っちゃいけないかもしれませんが、この間の勉強会の中で感じたことは、条例があればどうのこうのではなく、文書を管理する人を育てなければいけないのだ。その研修を今、毎年きっちり、この文書の管理をする人を育てていくことが大事だというふうに私は受け取ったのですけれども、皆さんはどう感じられたでしょうか。

影山副委員長。

○影山副委員長　人を育てることは重要であります。ただ、それが代々繰り返されていく以上は、一定の規律が必要だとは思いますが。それが条例であるかもしれませんが、別の形かもしれませんが。ただ条例化するということは、一つは住民への約束といいますか、住民、有権者への行政からの約束、我々こういうことをしますよということですので、これからそれなりに重要だと思いますので。

以上です。

○伊藤委員長　ほかに御意見は。

この話の発端である、最初に陳情、公文書管理条例を制定してくださいというものを採択しているということが、なぜここまでひっぱられ、平成26年ですので、もう7年前ですか。もう7年の時間を経過しているのかという経緯を考えますと、どうなのかな。これ、きっと公文書管理条例をつくるとなると、予算措置が必要になってくると思うのですよね。

○岩田委員　どうして。

○伊藤委員長　この間も、何かつくるのに予算処置して、ITの関係を全部やってもらおうという話が出ていましたよね。

岩田委員。

○岩田委員　外部に委託するとすりゃ、予算が要りますよね。外部にね、当然。職員がつくる場合に

は、要らないじゃないですか。どうして予算化なのですか。委員長に質問しますけれども。

○伊藤委員長 私、今思ったのですけれども、この間、何かの条例の整理でしたっけ。あれで外部に委託してという予算措置をしていましたよね。

○岩田委員 だから、委員長。

○伊藤委員長 はい。

○岩田委員 だから、外部に委託をしたらでしょう。

○伊藤委員長 ええ。

○岩田委員 しなければ、予算はかからないでしょう。

○伊藤委員長 そうですね。しなければ。

○岩田委員 しなければ、職員が。

○伊藤委員長 しないで、できればという話です。

○岩田委員 委員長。できるかできないかは、議会が判断することはないですし、それは職員の勉強にもなりますから、担当職員がやらないと、それは外部に委託してつくったものだと、それこそ何とかかんとかいうような、それであれば、むしろ人を育てるほうが大事なので、公文書管理条例ができたから、それで良しということではないわけですよ。それ、しっかりと理解をして、それに沿って、ちゃんとしっかり管理しなきゃいけないですから、外部に委託するのであれば、それはやめたほうがいいですね。

以上です。

○伊藤委員長 これ、公文書管理条例だけつくればいいということではなくて、今度、情報公開条例とか、いろいろ関係条例との整合性も全部図っていかないといけない話になると思うのですよ。その辺がどうなのかなというのが、私、今現在では分からないのですけれども。この公文書管理条例一つだけをつくったときに、これは、ほかの条例にどういうふうな影響があるというのは、今の私の認識では分からないのですけれども、そういうことも考えられるというふうに私は思うのですね。

○岩田委員 事務局に聞いてください。

○伊藤委員長 局長、分かるところで。

○石井議会事務局 公文書管理条例、情報公開との関係ということだと思います。基本的に市のほうでは、今、文書管理規程というもので、条例化はしておりませんけれども、そういった文書の取扱いを決めております。

平成30年の公文書管理条例の制定状況という調査を総務省のほうで行っておりまして、それによりますと、1,721団体中、何らかの定めを持っているのが1,605団体、このうち、条例化をしているのが12団体ということになります。

ですので、条例化は図っておりませんが、何らかの規程等によりまして対応はできておりますので、情報公開につきましても、保存期間ですとか、現状の規程によって情報を特定できるような形で実際

の運用はできていると思っております。ただ、範囲がとても広いものですから、なかなかその文書を特定するのに時間がかかったりすることは、これはあるかと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 先ほど石井委員が説明くださいましたけれども、条例がなければ、今、白井市が管理できていない状況かという、そうではない。それから先ほど広沢委員も、特に大きな支障は起きていない。それから、今日ファイル持ってくるの忘れたのですけれども、ファイリングシステムが始まるので、今は条例化しないというような市長の何かお答えがあったような記憶が、どういう言葉だったかはっきり覚えていないのですけれども、結局、大きく変わっていく、最初、総務だけでやってみて、総務のケースとしてうまくいったから、全庁的にファイリングシステムを導入するということで、そういう動いているときに、条例化をするのは、非常に困難だったのだらうなと思うのですね。

今どんどん、どんどんデジタル化ということで、いろいろな申請書類とかいろいろなものに押印を廃止するというような、そういう今も流動的に動いている時期でもありますし、この規程でいろいろなところを都合が悪くなったら書き換えながら、改善しながらという状態で、最終的に本当にデジタルも固まったときに条例化するという道はあると思うのですけれども、今は事態がフレキシブルに変化しているというところでは、今、固定した条例をつくって、その都度、その都度条例を改正していくというよりも、規程でやっていったほうがいいと思います。ということで、執行部の状態からいっても、そのほうがきっとやりやすいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 これ、前回の勉強会で、市は今、訓令で。

○石井議会事務局長 文書管理規程です。

○伊藤委員長 文書管理規程か。規程で行っています。

それと、先ほど岩田委員が、予算がかかるならというようなお話あったのですけれども、平成30年の5月16日の議会運営委員会において、市の文書管理状況についてということで、笠井総務部長、今の市長が部長のときにお話ししておりまして、新たに条例をつくるとなると、予算とマンパワーが必要だというふうに答えております。

以上です。

○岩田委員 だから、何ですか。

○伊藤委員長 だから、予算がかかるというふうに私が言ったのじゃなくて、部長が言っていたのです。

岩田委員。

○岩田委員 だから、外部に委託すれば予算はかかりますけれども、庁内であればかかりませんよという話です。マンパワーはかかりますけれどもね。

○伊藤委員長 ほかに御意見はありますでしょうか。

田中議員。

○田中議員 お伺いします。

今の職員さんの中で、条例とかに関しておやりになったとか、そういうような事例ってあるのですか。

○伊藤委員長 市が独自でつくって。

○田中議員 今、岩田議員がおっしゃったように、職員さんでつくれば、お金かからないでしょう。外部だったら、お金かかるでしょうという形であれば。

○石井議会事務局長 基本的には、職員がつくっています。

○田中議員 ほとんど。

○石井議会事務局長 はい。外部に委託することは、まれだと思います。そういうケースは、私の記憶では余りないと思います。

○田中議員 そうですか。

○石井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山副委員長 一つ、疑問に思ったことがあるのですけれども、お話の中で条例で固めてはいけない、固めてはいけないという言い方なさることがあるんですけれども、条例ってそんなに細々とした言葉で書いていましたっけ。固まっちゃうような。基本的には、原則論的なものを大筋を並べて、その下に規則とか、そういうのがある。変えやすい部分がぶら下がっていて、条例をつくったから業務が滞っちゃうような、そういうことでは多分ないのじゃないかなとは思っているのですが。そこら辺を条例の書き方とか、どうお考えなのですかね。

○伊藤委員長 石井委員。

○石井委員 条例は、当然、事細かく規制するものではありません。しかし、私が言っているのは、時代が今大きく過渡期にあるということを言っているのです。デジタル化は今、国のデジタル庁が発足したの9月1日ですよ。これから何年かの間に、もっともっと変わりますよ。

という中で、今すぐ文書管理条例をつくろうというふうに手がける必要はなく、もう少し見極めたほうがいいのかということです。

○伊藤委員長 それでは、少し話を整理させてもらってよろしいでしょうか。

まず、議会で公文書管理条例をつくるということについては、考えていないというようなことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですか、まずその点は。それは確認させていただきました。

続きまして、あと皆さんの意見をお伺いしていると、今、過渡期であるということが非常に皆さ

んおっしゃってしまして、岩田委員においては、当然必要だけれども、今すぐどうなのかということについては、また御意見お伺いしますけれども、そういうふうに意見が委員会の中でまとまらないということであれば、これをどうか、執行部のほうに条例をつくれとかいうのは、議員発議でもやっていただくことは可能なので、委員会としては、もうこの発議はしないというふうな方向でよろしいのでしょうか。皆さんの意見を、今時点では。状況が変われば、また時期、情報、そういう本当に必要だという、急がなきゃいけないという状況が生まれるのであれば、委員会として執行部のほうに発議して、執行部のほうにということも考えられますけれども、今はその状況じゃないのじゃないかというふうな意見が大半というふうに思うのですけれども。それで、岩田委員はどうお考えでしょうか。

はい。

○伊藤委員長 今、委員長のほうから、委員会として発議という話がありましたけれども、全く考えていませんから、委員会として発議。

それから、残された任期1年半の中で議員発議も全く考えていませんので、その辺は取り違えのないようお願いします。

ただ白井市とすると、私はこの条例は必要と思っています。それは執行部、つまり市長ですね。市長のほうに、これが必要だということは、委員会として、あるいは議会として再度申し上げるべきであって、議会が、あるいは委員会がつくろうと提案しているわけでは全くありません。

以上です。

○伊藤委員長 今、岩田委員の御意見も伺い、影山副委員長が先ほど、公文書管理ということについては、今後の課題ということの理解でよろしいでしょうか。

影山副委員長。

○影山副委員長 今後の課題といえば、私は今後の課題と言います。研究してもいいかなという気がしますけれども、そこら辺の研究をね。

○伊藤委員長 それを委員会としてやる必要はございますでしょうか。それは、影山副委員長個人で研究していただいて、またいろいろあったときに委員会の場で発表していただいてもいいのじゃないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○影山副委員長 そうですね。皆さんのお考えによりますけれども。

○伊藤委員長 皆さん、公文書管理については、どのような御意見をお持ちでしょうか。

広沢委員。

○広沢委員 過渡期ということで、今条例をつくってしまうと、条例を変えるためには議会変えなきゃいけないということもあって、今、訓令、規程ということでやっているの、それでいいと思います。

文書管理と情報公開というのは、別のルールをつくっていますよね。それ文書管理は規程になっていて、情報公開は条例で定めているわけであって、その規程、訓令というのは、職員の中の上級から

下級に指示をするのに有効な決まりというか、仕組みであって、文書管理のほうはそちらでやっていると。

条例というのは、住民への義務を果たしたりとか、権利を制限するために設定するものであって、これは情報公開でやっている。それで現在のところは、もう十分であると思います。先ほども申し上げましたが、具体的な問題点が上がっていないということでもいいと思います。

今の影山委員のお話ですと、発表楽しみにして。

以上です。

○伊藤委員長 それでは、岩田委員がおっしゃいました、市が当然、これ行く行くは必要なのだろうという、執行部のほうにどういうふうな形で、行く行くはつくっていかれるのですよねというような形で伝えるのかというのは、どういう方法がよろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員 この総務の意見として、執行部のほうに提案書というか、検討事項を報告するという意味ですか。

○伊藤委員長 そうですね。

○田中委員 であれば、例えば市長に対して、先ほど岩田委員がおっしゃったような形で、市として公文書管理条例は必要であるが、時期に関しては、デジタル化等の進行状況を見極めた上で作成をしていただきたいというような文書みたいなことをお渡しになったらいかがなのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 皆さん、ほかの意見はございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 必ずしも条例にしなきゃいけないか、規程というものでもいいのかというところの判断は、ここで結論付けて、条例化するというところで結論付けちゃうのですか。そこだけ確認したいと思います。

○田中委員 作成か検討か。

○平田委員 私は、規程のほうがいい場合もあるし、条例にしたほうがいい場合もあるという選択肢は、実務をやらなきゃいけない執行部が決めればいいと思うので、今後のデジタル化も含めて、適切な管理をしてほしいということを要望として上げるほうが、絶対条例化にしろということになると、また7年後の議員さんたちが、課題を背負わされたりもするし、とにかく文書がきちっと管理されて、市民にきちっと公開できる状態でという意味の適切な状態であるということが、必ずしも規程か条例かというのまで、ここで決めていいのかなという疑問はあります。

○伊藤委員長 今の意見に、この公文書管理、この話が始まった基が、条例を制定してくださいという陳情に対して議会が。

○岩田委員 可としたのです。

○伊藤委員長 可としたということがございますので、なので、それは一応というか、それはそれで始まっているものですから、執行部のほうに対して、今後、適正な時期に公文書管理条例を制定をお願いするというような形の文書であれば、議会としても、当然7年前に採択すべきものというふうに採択していますので、それを消すということとはできないと思うのですよね。1回採択していますので。ですから、それをもって、今後、適正な時期に条例化をお願いするというような文書を作って、執行部に出すというような形になると思うのですけれども、それで皆さん御意見どうでしょうか。

広沢委員。

○広沢委員 継続性についての問題だと思うのですよ。委員も代わって、例えばこれがもっと長くなって、改選したときに、委員のメンバーも替わってきたときに、それずっと引き継いでいかなきゃいけないかということだと思うのです。例えば市長も選挙で代わったりすると、公約も変わって、行政もいろいろ変わってくるという、政策を含めていろいろ根本から変わってくるかもしれない。これは選挙の良さでもあると思うのです。市長が代わったり、議員が代わったりすると、主張に基づいて、それが方向転換をするという、それもいいところでもあると思います。これ、どの程度、前回の委員会のとき、7年前ですか、委員会のときの採択を継続していく必要があるのかということ議論しなければならないと思います。

○伊藤委員長 石井議員。

○石井議員 広沢委員がおっしゃるとおりで、それを言うならば、もうとっくにこれは決着ついている話なのです。つまり、平成26年の5月22日に公文書管理条例の制定を求める陳情が採択されて、そのことを採択しましたよということを陳情者にも報告し、市長のほうにも、これは投げているのですよね。こういう陳情が採択されましたから、市長しっかりやってくださいよということは、もう投げているのですよ。

なので、その時点でもう終わっているのですね。そのときの市長の判断は、今ちょうど紙ベースの公務文書を全部ファイリングシステムに今変えようとしている時期なのです。なので、時期を見極めて、今後それは考えていきたいというような回答があったのです。それをずっと総務企画常任委員会で、こうやって引きずっているわけですよ。

なので、今、広沢委員おっしゃったとおり、これどこかで決着つけるべきなのじゃないかなという気がするのです。陳情採択したよと、それについて、やるまで議会は見張っているのだよという意味なのか。そうじゃなくて、私はちゃんと平成26年に市に投げましたから、こういう市民の陳情通っていますよと、議会としても可としましたよと、あとはしっかりやってくださいよということは、もう投げているわけですから、それでいいのじゃないかと思っているのですよね。

○伊藤委員長 広沢委員。

○広沢委員 そこで、その当時の委員会としての結果は、もう出していると。やることをやったということで、これ一遍、切れていると考えてもいいかと思うのです。その条例を作るか作らないかと

いうのも、そこからの引きずっての話であると思います。

先ほど平田委員がおっしゃられたように、つくる、つくらないという前提ではなく、検討から始めてくださいというような意見でも、そういう意味においては、全然ありかなというふうに思います。

○伊藤委員長 それでは、今、御意見を伺ったように執行部のほうに。執行部のほうは、もう大分検討していると思うのですよね。それで、今後どうするかという話で、この委員会としても、このままずっと引きずって、これを議論していても、結果は出ないと思うのですよね。執行部。

石井委員。

○石井委員 そうであるならば、どこを落としどころにしていくかということになると思うのですけれども、この平成26年の5月の時点で、今の笠井市長は、市の職員として在籍されていたわけです。だから、この経緯はよく御存じで、その後、我々議員に対して、市の文書管理についての説明や勉強会をやってくださったのは、当時の笠井総務部長で、現市長なわけですね。

つまり、現市長は、ずっと今までの経緯を御存じなわけです。その上で、経緯を分かっているということは、公文書管理条例がつくるように採択されたということは御存じなわけですね。やらないとは言っていないです。あのとき市長は。やらないとは言っていないので、今ファイリングシステムに移行している時期なので、時を見極めるというような発言があったと思うのですね。

であるならば、今、議会の総務企画常任委員会としては、この問題をずっと引きずっているの、市長に対して、平成26年の陳情については、進めていますよねというような確認程度でいいのじゃないかと思うのですね。改めて、時期を見極めてつくってくださいよということよりも、そういう発言だったのですけれども、そのように進んでいますよねと確認するような程度でいいのかなと。

また、皆さんの御意見がどうしても、時期を見て条例をつくるようにしてくださいねという文言のほうがいいというのであれば、それでもいいですけれども、当然、御存じだと思いますよ。このことについては。

○伊藤委員長 岩田委員、どうですか。当然、必要だろうという御意見が先ほどからずっと出ておりましたので。執行部のほうに総務企画常任委員会として、このお話のけりをつけるために、執行部のほうに今後も、最初からずっと検討を進めていますよという言い方か、今後、時期を見計らって条例を制定してくださいという、今、二つの言い方が出ているという考えでよろしいですか。石井委員。

○石井委員 そうですね。はい。

○伊藤委員長 岩田委員はどうですかという。

岩田委員。

○岩田委員 個人的な意見ですから、私は最初に申し上げましたように、この公文書管理条例は必要であるということの確認をしてもらいたいと。

それ以外の検討とか、中途半端なことは言ってもしょうがないので、それはもう分かっていることですから、あえて、デジタル化に備えて云々かんぬんという、そういう中途半端なことは言っても仕

方がないので、もしよければ、しっかりと、この公文書管理条例というのは必要であるということの再認識をしてもらいたいと思いますけれども、それ以外であれば、特に言うというか、正式な文書として市長に対して言う必要はないと思います。

以上です。

○伊藤委員長 総務企画常任委員会として、執行部のほうに何らかのアクションというか、文書的なものを出すのか出さないのか。出さないと、この問題をこの委員会で、もうここで終了しますということにはならないのじゃないかと。

岩田委員。

○岩田委員 それは、なると思いますよ。この委員会も、それから議会のメンバーも替わっているわけですから、この場で、それは必要ないというふうに結論付ければ、それはそれでも打ち切っているのじゃないですかね。私は個人的に必要だと思っていますから、これ長々やっても仕方がないので、何らかのアクションを市長に対して、起こすか起こさないかだけの問題だと思いますけれども。

○伊藤委員長 それでは、執行部に対して、常任委員会として文書を出すか出さないかということだと、どうなされたほうがよろしいでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 ですから、この問題に関しては、当常任委員会では、必要性は認められないので打ち切りますでいいのじゃないですか。

○伊藤委員長 皆さんの御意見はどうでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、現在の状況を見て問題がないということなので、条例制定は、今後必要であるとは考えますが、常任委員会としての議論はここで終了するということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 影山副委員長も大丈夫ですか。

○影山副委員長 まあ。

○伊藤委員長 それでは、最終的に常任委員会では、現在の公文書管理については、先々、公文書管理条例は必要であるとは思いますが、今回、常任委員会として何か文書を出したりということはず、また必要な時が来たら検討するという事に決定いたしました。

以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、総務企画常任委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午前10時51分